令和８年度 第４回中央区協議会
（中地域分科会）
会議資料①

【報告事項】

ア　中学校の休日の部活動の地域展開について【学校・地域連携課】

【協議事項】

イ　令和８年度市民活動表彰に係る団体推薦（中地域分）について

【区振興課】

【その他】

- 浸水対策の新しい取組について【河川課】
- 代表会からの連絡事項について【区振興課】
- 令和８年度協働センター等を核とした地域課題解決事業について

【曳馬協働センター】

- 所属団体等の紹介について

令和８年７月２９日開催

中央区協議会
（中地域分科会）

報告－ア

第９号様式

区　　分	□諮問事項　　□協議事項　　■報告事項
件　　名	中学校の休日の部活動の地域展開について
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	○背景 ・中学校部活動の地域展開については、国の理念や方向性に基づき、全国的な取組を推進。 ○経緯 ・令和７年 11 月度（西地域分科会のみ 12 月度）の地域分科会・天竜区協議会における協議事項として、「浜松市『休日の部活動の地域展開』に関するガイドライン（案）」を提案した。 ・「浜松市『休日の部活動の地域展開』に関するガイドライン」について、令和８年３月 30 日に公表した。 ○現状 ・令和８年４月 10 日（金）から、指導者人材バンクへの登録を開始。877 人申請済（R8.6 月末現在） ・令和８年４月 24 日（金）から、市認定地域クラブ活動「はまクル」の認定申請を開始。 204 団体申請済（R8.6 月末現在）
対象の区協議会	すべての地域分科会、天竜区協議会
内　　容	以前に協議事項として提案した「浜松市『休日の部活動の地域展開』に関するガイドライン」（令和８年３月 30 日付け公表）について、現状や今後の予定等について報告するもの。
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	＜今後の予定＞ ・令和８年９月５日（土）から休日の部活動を原則廃止し、市認定地域クラブ活動「はまクル」に移行（予定）

担当課	学校・地域連携課	担当者	堀野智浩	電話	457-2405（内 4069）

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

休日の部活動の地域展開について

学校・地域連携課

１　地域展開に向けた取組について

(1) これまでの経緯

・昨年 10 月に『浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン（案)』を公表

・ガイドライン（案）に関する意見及び国のガイドラインの内容を踏まえ、地域クラブ活動協議会で再検討し、完成版を策定　【資料２（概要）参照】

(2) 浜松市の方向性

・令和 8 年 8 月末で浜松市立中学校の休日の部活動は原則終了し、9 月以降は地域クラブ活動へ移行

・地域クラブ活動の体制が整わない場合は、部活動指導員による部活動を経て地域クラブ活動へ移行

・平日の部活動は当面の間継続、平日の部活動の地域展開は休日の移行が円滑に進んだ後に実施

・国の要件に沿って市区町村が地域クラブを認定する「認定地域クラブ活動」に対し、公的支援を行う

２　スケジュール

○ガイドライン公表　３月３０日（月）

○はまクル指導者人材バンク登録申請　　４月１０日（金）１２時より開始

○はまクル認定クラブ認定申請

・第１次申請期間　４月２４日（金）～５月２２日（金）【済】

・第２次申請期間　６月　５日（金）～６月２６日（金）【済】

・第３次申請期間　７月１０日（金）以降随時　**☜現在ここ**

○各種説明会の開催

□認定クラブの申請方法に関する説明会

・第１回説明会　　４月２４日（金）１９時　浜北文化センター【済】

・第２回説明会　　５月２９日（金）１９時　可美公園総合センター【済】

・第３回説明会　　６月　５日（金）１８時　浜松市教育委員会【済】

・第４回説明会　　６月　９日（火）１４時　浜松市教育委員会【済】

□認定クラブの補助金制度に関する説明会

・第１回説明会　　６月１９日（金）１９時　浜北文化センター【済】

・第２回説明会　　７月　３日（金）１９時　可美公園総合センター【済】

○はまクルポータルサイト（開設済）

・はまクル認定クラブのプロフィール情報を掲載

・サイトからの体験・参加の申し込み等が可能

・浜松市の部活動の地域展開に関するさまざまな情報を掲載予定

○浜松市立中学校の休日部活動　　８月３０日（日）をもって原則終了

・中学校地域クラブの活動も終了

○はまクル認定クラブの活動　　９月　５日（土）より開始

浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン【概要】

はじめに （部活動改革の背景）

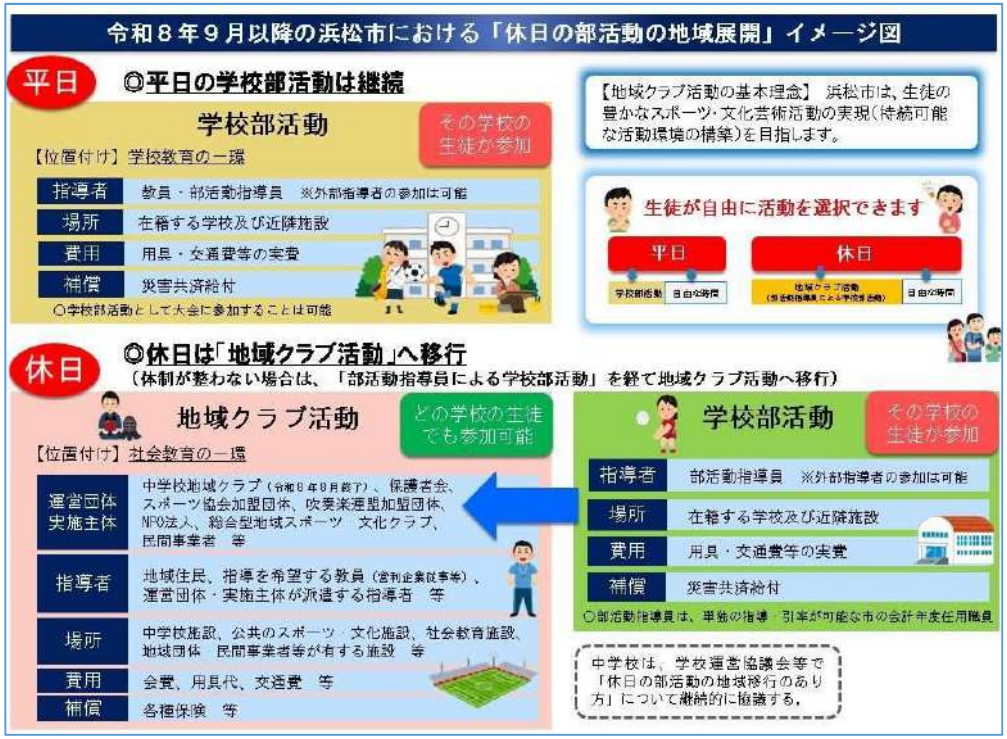
○　中学校の部活動は、これまで多くの教育的意義を有してきたが、少子化の進展や学校の働き方改革の推進により、これまでと同様の部活動の継続が困難
○　国の方針を踏まえ、市では令和５年５月に「休日の部活動の地域移行に向けた取組方針」を策定、同年７月に「地域クラブ活動協議会」を設置し、協議
○　令和７年12月に、文部科学省から地域クラブ活動に関する新たなガイドラインが公表され、その内容を参酌のうえ、本ガイドラインを策定

Ⅰ　基本理念と活動指針

1　市の基本理念と全体像

〔基本理念〕
「生徒の豊かなスポーツ・文化活動の実現」・「持続可能な活動環境の構築」
※ これまで学校単位で部活動として行われてきた活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する必要

2　市の方向性

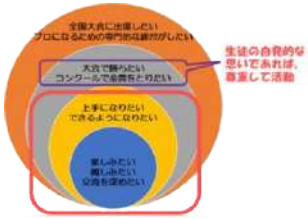


○令和８年９月以降、
①**平日の学校部活動は継続**する　②**休日は地域クラブ活動へ移行**する（地域展開）
③地域クラブ活動の体制が整わない状況であれば、部活動指導員による学校部活動（地域連携）を経て地域クラブ活動へ移行
○中体連やコンクール等の大会参加を除き、**原則、教員が休日に部活動には携わらない**
○**平日の部活動の地域展開**＝国や市の検証を踏まえ、**休日の移行が円滑に進んだ後に実施**

Ⅱ　市が目指す地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1　市が目指す地域クラブ活動「はまクル」について

〔ターゲット〕
◆「活動を楽しみたい」、「上手になりたい」、「仲間や地域の方との交流を深めたい」という目的をもつ生徒
〔運営〕
◆営利を目的とした運営ではなく、できる限り低廉な参加費等を設定し、どの生徒も参加できるようにする
※「はまクル」＝「はままつ＋地域クラブ(CLUB)」を短縮、融合させた造語



2　市の地域クラブ活動に関する認定制度

◎　はまクルの趣旨に沿って、市が認定したクラブ＝**「はまクル認定クラブ」**
〔はまクル認定クラブの効果（メリット）〕
◆**「はまクルポータルサイト」**を通したクラブ員募集等の周知
◆中学校施設等の優先使用や財政支援等の公的支援の対象
◆生徒の大会等への参加や指導を希望する教員の従事を円滑に行う
〔参加対象者〕
◆**浜松市内に在住の中学生**（私立・県立・国立中学校に通学する生徒も含む）が基本
◆希望するすべての生徒が参加可能＝**セレクション等の選抜は禁止**
※安全面、平日部活動との連携等の理由から、**学校や地域を限定して対象者を制限することは可能**
◆中学生を対象の中心に小学生や高校生、大人も含めた**幅広い年代の参加が可能**
〔５つの認定要件〕　※以下の要件を規約に明記して申請（認定の有効期間は最大３年間）
【１】**基本理念に沿った活動の目的及び活動計画**
【２】**複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制**
【３】**コンプライアンス意識の徹底を図るための方策**
【４】**公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制**
【５】**活動中のけがや賠償等のための保険への加入**
〔はまクル認定クラブ以外の活動の取扱い〕
◆認定を受けていない地域クラブや既存クラブの活動を阻害するものではない
◆はまクルの趣旨に沿った期間限定の練習会や教室、文化講座、単発のイベント等＝**「はまクル公認イベント」**として、はまクルポータルサイトにて周知



Ⅲ はまクルの円滑な推進に当たっての対応

1 推進体制の整備

〔市における体制整備〕
◆将来的な平日の移行も見据え、**様々な部署が一体となって取組を進める**
◆学校とはまクル認定クラブの円滑な連携を進める**統括コーディネーターの配置**
◆令和８年度以降も、**休日の地域展開の検証と平日移行の検討を進める協議会等の設置**
〔学校との連携〕
◆はまクル認定クラブと学校は、活動方針やスケジュール等の**情報共有を積極的に行う**
◆特に、**学校の設置部活動の競技・種目のクラブは、学校との密接な連携が必要**
◆活動中のクラブ員同士のトラブルや事故等は、**保護者の了承を得つつ、学校に情報提供**
〔関係団体・大学・企業等との連携〕
◆スポーツ協会、文化振興財団、中体連等の関係団体との連携や協力体制を構築
◆指導者研修、指導者や運営スタッフの派遣等、地元大学への協力依頼
◆クラブへの協力・支援を希望する企業向けに**「企業応援制度（仮称）」を構築**

2 はまクル認定クラブの活動指針

〔①運営団体・実施主体〕
◆既存クラブからの移行もしくは新たに団体を創設し、認定クラブ申請
〔②指導者〕
◆18歳以上（高校生は除く）の**成人２名以上の指導者登録**＝全員**指導者人材バンクに登録**
◆**指導者としての資格は求めない**が、活動開始までに所定の研修を受講
◆指導者を求めるクラブと人材バンク登録の指導者とのマッチングを行う
◆指導者の**報酬は各クラブで適切な金額を決定**
〔③活動内容〕
◆部活動に設置していないスポーツ・文化芸術活動もクラブ創設が可能
◆活動時間は原則、**土日どちらか３時間程度**
※平日の部活動と休日の認定クラブ活動の合計を**週11時間程度の範囲内**とすることができれば、各クラブや地域の実情に応じて、**土日２日間連続して活動を行うなど柔軟な対応も可能**
※指導希望教員の指導日や中学校施設の優先使用等の公的支援は「土日どちらか３時間程度」を基準
〔④活動場所（活動用具）〕
◆原則として**市立中学校の施設を活動場所に設定**
◆休日の昼間は、無償かつ優先的に使用可能、学校備品の使用も可能
〔⑤費用〕
◆活動の維持・運営に必要な範囲で、**各クラブが可能な限り低廉な参加費等を設定**
◆経済的に困窮する家庭に対し、**市が参加費等について適切な支援を行う**
〔⑥保険〕
◆クラブ員や指導者は、**自身のけが等の補償する保険と個人賠償責任保険に加入**
〔⑦管理責任〕
◆各クラブ及び指導者の**活動時における安全配慮義務**
〔⑧事故の防止やクラブ員の健康管理〕
◆活動中や移動中の**事故の防止及び健康管理に留意**
◆暑さ指数（WBGT）31℃以上は原則運動中止、天候急変や落雷の危険感知の際は活動中止
〔⑨活動場所への移動手段〕
◆活動場所が遠方にある場合の移動手段の確保については、**多様な政策分野と連携・協働**
〔⑩障がいのある生徒の活動機会〕
◆障がいの有無に関わらず、**生徒の希望する活動を主体的に選択できるような環境整備**

Ⅳ 学校部活動の在り方

◆平日の部活動は、週２日を休養日とし、活動時間は２時間程度（準備等含む）
◆休日に部活動が実施できる条件
・地域クラブの体制が整わない状況で、**暫定的に部活動指導員の指導で活動する場合**
・中体連やコンクール等、**部活動で参加が認められる大会や行事に参加する場合**

浜松市立中学校部活動運営方針

Ⅴ 大会・コンクールの在り方

〔クラブ員の大会等の参加機会の確保〕
◆参加にあたっては、**クラブ員の主体的な選択により決定**されるように留意
◆大会によって、参加対象者や指導者の条件が異なるため、事前確認と適切な対応が必要
◆部活動でも参加可能な大会は、クラブ員の希望を尊重しつつ、**学校との連携、調整が必要**
〔大会等への参加の引率や運営への従事〕
◆参加にあたっては、**クラブの指導者や運営スタッフが引率**
◆大会主催者からの依頼があれば、**クラブ側も大会役員等の業務に積極的に従事**する

Ⅵ 関連する制度の在り方

〔教職員のはまクル認定クラブへのかかわり〕
◆指導者や運営スタッフとして携わる場合は、勤務校の校長の了承を得たうえで、**「営利企業従事等」の許可を申請**
◆勤務校の部活動を母体とするクラブを含め、**どのクラブに携わるかは自分で選択**
◆はまクル認定クラブの**代表者にはなることができない**
〔高等学校入学者選抜におけるはまクル認定クラブ活動の取扱い〕
◆クラブ員が所属する中学校と、高校入試に関して、必要に応じて情報共有
◆クラブと高等学校が入学者選抜に関する内容について直接やりとりしてはいけない

別 冊 資 料

【別冊①】 はまクル認定クラブの認定制度（はまクル指導者人材バンク登録制度を含む）
・認定要件の具体的事項、制度の概要、人材バンク登録制度の概要を掲載
【別冊②】 はまクル認定クラブ「参加の手引き」
・運営をしたい方、指導者・運営スタッフ、生徒・保護者の参加手順等を掲載
【別冊③】 はまクル認定クラブ中学校施設利用マニュアル
・中学校施設の利用調整、鍵の管理、施設破損の対応、学校備品の使用等の細則を掲載
【別冊④】 はまクル認定クラブ申請書式等
・はまクル認定クラブの申請、登録内容の変更、認定取消等に必要な書式を掲載
※はまクル認定クラブ及びはまクル指導者人材バンクへの申請は、電子申請で対応

「はまクル認定クラブ」・「はまクル指導者人材バンク」申請の流れ

①はまクル指導者人材バンク「登録申請」（１クラブ２名以上）
↓ →指導者登録番号付与、指導者情報公開（希望者）
②はまクル認定クラブ「認定申請」（団体規約、口座証明書類含む）
↓ →認定クラブ番号付与、はまクルポータルサイトにてクラブ情報公開
③登録指導者の事前研修受講／クラブ員名簿（保険証明書類含む）の提出
↓ →指導者登録証授与、活動場所（中学校施設）調整
④活動開始

はまクルロゴマーク

はまクル ポータルサイトがOPENしました！

浜松市「休日の部活動の地域展開」に関する情報が集まる『はまクルポータルサイト』が開設しました。
はまクル認定クラブの検索・入会申込や指導者求人情報の確認など、
はまクルに関するあらゆる情報を一元的にご覧いただけます。
※各認定クラブのプロフィール情報は、６月上旬より随時掲載開始予定です。

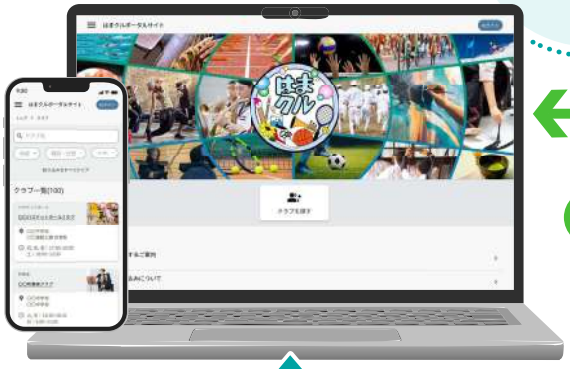


情報掲載・編集
はまクル認定クラブ

全関係者がポータルサイトでつながります

クラブを検索・入会申込

求人に応募
※指導者情報の公開を希望する方のみ



生徒・保護者



登録指導者



はまクルポータルサイト
https://club-hamaclu-portal.city.hamamatsu.shizuoka.jp/

部活動の地域展開と浜松市の取組について

「部活動の地域展開」とは？

近年、生徒数の減少や先生の働き方改革により、これまでと同じ形で部活動を続けることが難しくなってきています。
そこで、部活動を地域へ移し、子どもたちがこれからも安心してスポーツや文化芸術活動を楽しめるよう支えていく取組が全国で広がっています。

浜松市が目指す地域クラブ活動「はまクル」

浜松市では、すべての中学生が安心してスポーツや文化芸術活動を続けていける環境を目指し、「はまクル」として取り組んでいます。
ガイドラインで示した要件を満たしたクラブを「はまクル認定クラブ」として認定し、活動を支援していきます。

浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン

はまクルの基本理念・認定制度・活動の在り方など、制度全体の詳細はこちらからご確認いただけます。
https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/167835/gaidorinezenbun.pdf

浜松市

ポータルサイト ご利用ガイド

はまクルポータルサイトでは、はまクル認定クラブ、生徒・保護者、登録指導者の方が、
それぞれの立場に応じて必要な情報を確認・利用いただけます。

はまクル認定クラブ代表者・指導者 の方

ヘルプページはこちら！



クラブ情報の掲載・編集

クラブ名・種目・活動場所・活動日時などを
登録・編集できます。

生徒の入会申込受付

生徒がクラブへ入会申込するためのページを
作成し、受付できます。

生徒・保護者からの問い合わせ受付

ポータルサイトを通じて届いた
問い合わせを確認・管理できます。

指導者求人の掲載とスカウト

求人を掲載して応募を受け付けるほか、
条件に合う登録指導者へスカウトメールを
送信できます。

生徒・保護者 の方

ヘルプページはこちら！



クラブを検索する

参加したいはまクル認定クラブを、
エリアや種目から探せます。

入会申込・問い合わせ

各クラブのプロフィールページから、
入会申込や問い合わせができます。

人材バンク登録済み指導者 の方

※指導者情報の公開を希望した方のみ

ヘルプページはこちら！



求人への応募

はまクル認定クラブが掲載した指導者求人を
閲覧し、応募をすることができます。

スカウト受信

指導者自身が示した条件に合ったクラブから、
「スカウトメール」を受け取れます。

はまクルポータルサイト 今後のアップデート予定

1「はまクル公認イベント」の情報発信・参加申込

はまクルの趣旨に沿った期間限定の練習会や教室・文化講座・単発イベントの情報を掲載します！
生徒・保護者はポータルサイトからイベント参加の申込もできるようになります。

2「応援企業マッチングシステム」

物品や施設の貸出、指導者の派遣等、地域クラブを支えたい・地域に貢献したい企業と、
支援をしてほしいはまクル認定クラブをマッチングします。



ご相談・お問い合わせ窓口

◀お問い合わせフォーム
https://forms.gle/4SLdvPEWZvEJcguz5

電 話
0120-980-393（平日 9:00～18:00）
※できる限り左記のフォームをご利用ください。
※対応窓口を委託しておりますアスフィール株式会社の番号です。
オペレーターに浜松市に関するお問い合わせである旨をお伝えください。

協議ーイ

第９号様式

区　　分	□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項
件　　名	令和８年度市民活動表彰に係る団体推薦（中地域分）について
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	【市民活動表彰の趣旨】 優れた市民活動を行う団体を表彰することで、団体のモチベーションを高めるとともに、多くの市民に市民協働をＰＲし、市民主体のまちづくりを継続的に推進するもの。 【表彰の流れ】 ・推薦団体の選考にあたっては、各区の行政推進会議で審査し、各区協議会（地域分科会）に意見を求め、その意見を踏まえ区長が決定する。 ・推薦団体は各地域（旧７区単位）原則１団体とする。 ・市長は各区で選考された団体のうちから、審査を行い、市長賞受賞団体を選定し、その他の団体を区長賞として決定する。 （詳細は別紙１）
対象の区協議会	中央区協議会（中地域分科会）
内　　容	中地域の推薦団体について、区協議会（中地域分科会）委員の意見を求めるもの。 【推薦団体】 ・三方原地区安全・安心まちづくり協議会 ※参考資料・・・別紙２
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	令和８年９月に市長賞受賞団体が決定予定
担当課	中央区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

別紙１

浜松市市民活動表彰について（令和８年度）

１　目的

優れた市民活動を行う団体（以下「市民活動団体」という。）を表彰することで、団体のモチベーションを高めるとともに、多くの市民に市民協働をＰＲするもの。

≪期待される効果≫

- 団体のモチベーションの向上
- 市民協働のＰＲ
- 団体の存在や活動のＰＲ

２　表彰までの流れ

（１）区長は、原則として７地域から１団体を推薦する。ただし、１区につき１団体は必ず推薦すること。

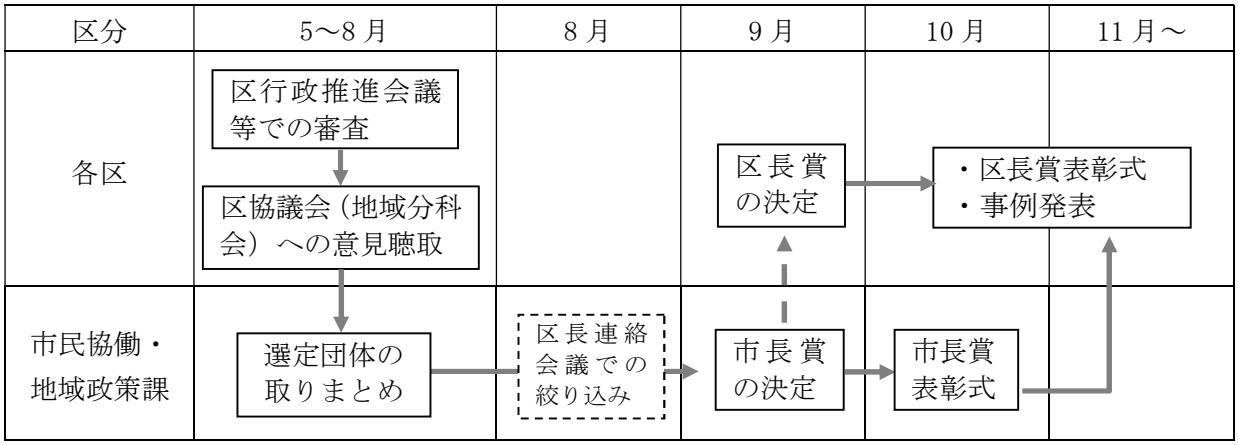
（２）団体の選定は、各区行政推進会議等で審査を行う。

（３）上記の審査後、各区協議会（地域分科会）に意見を求め、その意見を踏まえ団体を選定する。

（４）上記により選定された団体のうちから、区長連絡会議で候補を絞り、市長が市長賞を決定する。また、市長賞受賞団体以外の団体を区長賞とする。

（５）市長賞及び区長賞表彰団体の事例発表については各区の裁量において場や機会を設け、実施する。

３　スケジュール



４　対象団体

以下をすべて満たす団体

・市内に住所を有する又は市内で活動する法人、その他グループ

　例：企業、ＮＰＯ、自治会、ボランティア団体、まちづくり団体、学校のサークル等

・令和８年度末までの活動継続が見込める団体

・令和３年度から令和７年度までに受賞した団体を除く

５　対象となる活動

市民主体のまちづくりに寄与する活動で、継続中または令和７年４月１日以後に終了したものとする。

例：環境保全事業、青少年育成事業、福祉事業、交通安全事業、町おこし事業、高齢者支援事業、防災事業、観光振興事業、スポーツ･文化振興事業など

※営利活動、宗教活動、政治活動、国・県・市からの委託事業、公序良俗に反する活動を除く。

６　各区での審査

推薦団体について、区行政推進会議等（行政センター単位など別途審査会を設けることも可能）における審査及び区協議会（地域分科会）への意見聴取を行い、原則、各地域１団体を選定する。審査基準は次のとおり。

【表彰団体選定審査基準】

評価項目	評価基準	評価点数
有効性	・地域が抱える課題の解決に資する活動であったか。 ・地域のニーズに即した活動であったか。	10 点
発展性	・実施効果が波及する活動であったか。 ・今後、更なる発展が見込まれる活動であるか。	10 点
公益性	・地域及び地域住民の利益向上に資する活動であったか。 ・特定の者に対する利益供与になっていないか。	10 点
協働性	・地域住民や他団体など、多様な主体との協働による活動であったか。 ・市民協働の観点から、他団体の模範となる活動であったか。	10 点
自立性	・企画から実施までにおいてオリジナリティが高く、財源確保の工夫がなされていたか。	10 点
継続性	・今後も継続した活動が期待できるか。	10 点

・評価結果点数の合計が、7 割（42 点）以上であることを採択条件とする。

７　選定団体の報告

8 月 7 日（金）までに、各区で選定した団体を市民協働・地域政策課に報告する。

報告資料は次のとおり。

①別紙 2「浜松市市民活動表彰団体推薦書」

②選定理由がわかる書類（審査で使用した採点表等）

③団体の活動の概要がわかる資料

（これらの資料が市長賞選定の際の資料になります。市長賞候補の絞り込みは、8 月頃に開催する区長連絡会議にて実施予定です。）

８　表彰式

市長賞表彰式は令和 8 年 10 月に実施予定（詳細は改めてご連絡します。）

区長賞表彰式は各地域の実情に応じて、各地域にて実施。

９　事例発表

区長賞表彰団体の活動発表については各区の裁量において場や機会を設け実施。

例：区協議会や地域自治会連合会の会合の場において実施等

別紙 2

浜松市市民活動表彰　団体推薦書　（　中央区三方原地域　）

(ふりがな) 団体名		三方原地区安全・安心まちづくり協議会	(ふりがな) 代表者氏名	大石　英典
団体設立年月		平成 20 年 5 月 1 日	団体員数	74 名
団体活動目的		自治会及び各種団体並びに行政機関等による活動を展開することにより、安全で安心して暮らせるまちづくりを実現することを目的とする。		
これまでの主な活動実績		・交通安全街頭広報及び小中学生への声掛け（年 4 回） ・通学路における登下校時の防犯・交通安全の旗振り　（通年） ・青色回転灯装着車両(青パト)による防犯パトロール　（通年）		
PRしたい活動実績の概要	活動名	飛び出し防止看板（飛び出し坊や）作製、設置及び啓発		
	活動の期間	令和 5 年 11 月～		
	活動財源	自主財源（三方原地区自治会連合会から当協議会への助成金） 当該活動により得た収益はなし。		
	活動のきっかけ	従来から当地区内では人身交通事故の多い事が解決すべき大きな課題となっており、住民からは老朽化した飛び出し坊やの看板の付け替えや新設を希望する声があがっていた。通勤車の住宅地への流入も多く、注意喚起と人身事故防止のためにも本活動は取り入れるに値するものと判断した。		
	内容	・地区内の小学生に交通安全意識を高めてもらうため、夏休みの自由課題のひとつとして「飛び出し防止看板」のデザインを募集した。 ・初生、三方原、豊岡の 3 小学校から 140 点の応募があり、最優秀賞、優秀賞、佳作を選考・表彰した。また、浜松いわた信用金庫三方原支店内のギャラリーへの展示も行った。 ・最優秀作品のデザインを元に「飛び出し坊や」の看板を作製し、小学校校門前ほか、地区内合計 40 か所に設置し、歩行者、ドライバーに広く交通安全を啓発した。		
	成果	・小学生にデザインを募集したことにより、小学生の交通安全意識を高めることができ、小学校の正門にも設置したことにより、登下校時に常に目に入り注意喚起を促すこともできた。 ・地区内住民から設置希望にも応え、意識高揚にも役立った。 ・同一デザインの看板を地区内に 40 か所設置したことにより、通勤運転者の目に触れ交通安全の意識付けに貢献している。		
	この活動について更に発展させたいこと	・当看板の追加設置希望者及び追加設置必要場所の確認 ・日々の活動を通じて、自動車運転者、歩行者等への交通安全意識の啓発活動		
	活動に協力した団体等	行政・企業・ＮＰＯ・学校・市民・その他（三方原地区自治会連合会）		
		協力の内容 ・小学校…デザインの募集への協力、校門前への看板の設置 ・三方原自治会連合会及び単位自治会…各自治会内で当該看板の設置場所を選定し、看板の運搬及び設置		

飛び出し防止看板（飛び出し坊や）の設置

三方原地区安全・安心まちづくり協議会

- 2024 年 7 月　夏休みの自由課題（初生小学校、三方原小学校、豊岡小学校）としてデザイン募集
- 2024 年 9 月　応募作品（約 140 点）の審査を実施
- 2024 年 12 月　受賞者（14 作品）を表彰し、記念品を授与
- 2025 年 1 月　浜松磐田信用金庫三方原支店のギャラリーにて作品展開催（全作品展示）
 （別紙三方原地区社協だより参照）
- 2025 年 5 月　最優秀賞の作品デザインをベースにして看板の製作を業者に依頼
- 2025 年 7 月　三方原地区に看板の設置を開始
 三方原地区内の 40 カ所（初生小学校、三方原小学校、豊岡小学校を含む）に設置



初生北公園



金指街道（浜松北郵便局西交差点）



浜松市立豊岡小学校正門前

飛び出し坊や大作品展

浜松いわた信用金庫三方原支店ギャラリーポテト
令和7年1月7日～1月13日開催　　三方原地区安全安心まちづくり協議会主催

「飛び出し坊や」のデザインと今後の展開

みなさんは「飛び出し坊や」をご存じでしょうか。ドライバーへの注意喚起のために通学路などに設置されている看板（道路に飛び出す児童の姿など）のことです。当地区でも多数設置されていますが、老朽化したものも多く、野中和佳菜さん(初生町)の発案をもとに、当協議会の事業として看板の付け替え、新設を計画しました。交通安全に対する子ども達の願いを盛り込めるように、地区内の３小学校（初生、三方原、豊岡）のご協力をいただいて看板デザインを募集し、約140点の応募があり、作品展の様子は静岡新聞でも取り上げられました。優秀な作品のデザインをベースに、三方原地区独自の「飛び出し坊や」看板を作製し、地区内での付け替え、新設を予定しています。

三方原地区安全安心まちづくり協議会　会長　鈴木 登志郎

受賞作品と子ども達







日頃から子ども達への、温かい見守りをしていただき、本当にありがとうございます。学区内には幹線道路をはじめ、通学時間帯には多くの車が行き来する箇所が多くあります。こうした作品展を通じて、子ども達、そしてドライバーの方々の安全への意識が、より向上することを願っています。

初生小学校　校長　村松 健史





子どもの安全を願い、地域が一丸となって取り組む姿勢に、三方原地区のつながりの深さを感じました。また大作品展に子ども達が参加させていただいたことは、次の世代にもつながる有意義な活動だと思いました。これからも地域にある学校として、三方原地区の活性化に力を尽くしてまいります。

三方原小学校　校長　伊藤 孝明

子ども達は、安全な行動について知識はありますが、学年が上がるにつれて、行動が伴わなくなる傾向がみられます。今回の大作品展の取り組みは、この傾向対策につながると共に、学校・家庭・地域の連携を更に深めるための第１歩だと思います。素晴らしい企画を計画いただき、ありがとうございました。

豊岡小学校　校長　泉澤 伸広



浸水対策の新しい取組

～ 特定都市河川の指定 ～

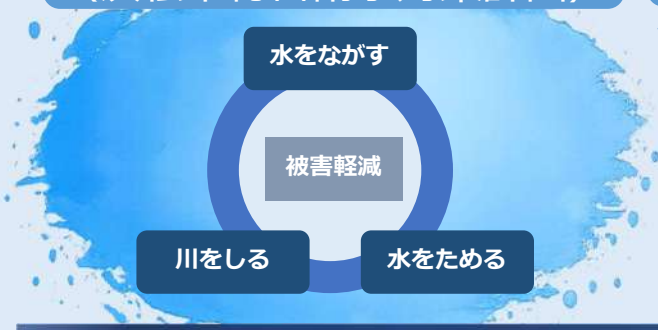


浜松市では、「浜松市総合雨水対策計画」に基づき、
ハード対策に加え、自助・共助の手助けとなるソフト対策
を組み合わせた「流域治水」を実施してきました。
「**特定都市河川**」の
水をながす・ためる整備を早める制度　や　水を保つ制度
を新たに活用して、「流域治水」をさらに推進します。

対象エリア　降った雨が安間川・馬込川に集まるエリア（裏面）

指定時期　令和９年３月末を予定

市が進める流域治水（浜松市総合雨水対策計画）



整備を推進

新しい取組

特定都市河川の指定による雨水浸透阻害行為の許可制



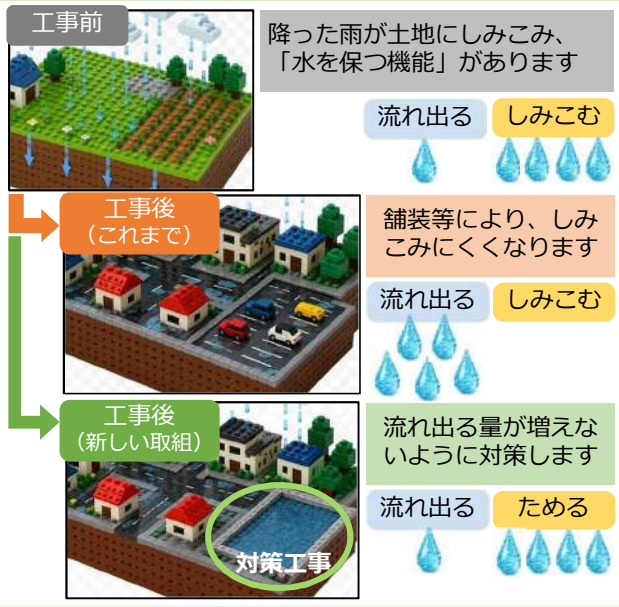
水をたもつ

土地にしみこんでいた水が、新たに流れ出ないよう、対策を求めます。
その土地の持つ**「水を保つ機能」**を担保します。

「水をたもつ」ことで、流域治水の効果が得られやすくなります

雨水浸透阻害行為の許可制

雨がしみこみやすい土地を、しみこみにくくする場合、市の許可が必要となり、対策工事が必要です。



対象　雨がしみこみにくくなる土地が1,000㎡以上



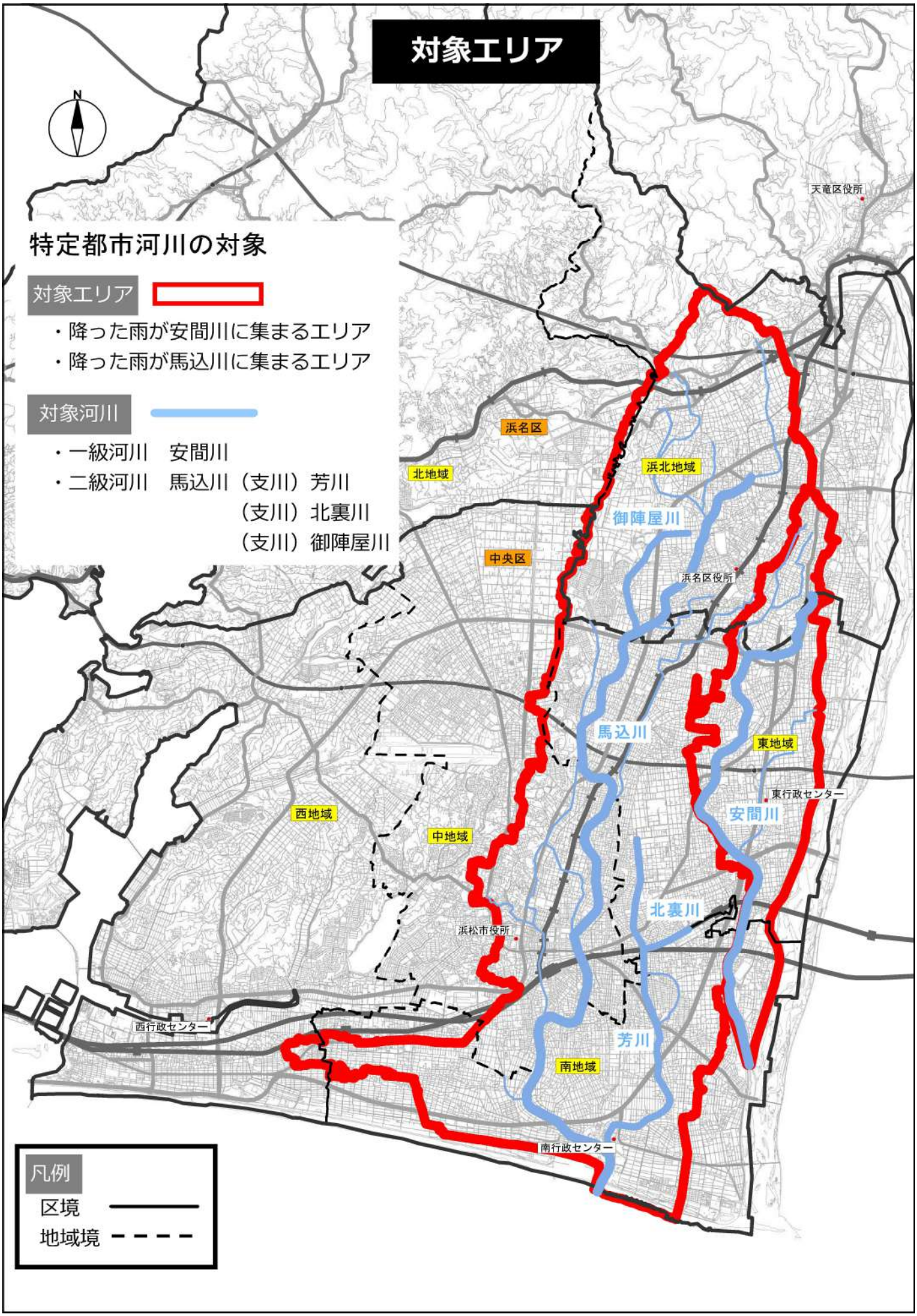
対策工事の例　「水を保つ機能」を担保します



流域治水を推進し、どこでも安全、いつまでも安心、持続可能で快適なまちを目指します。

問合せ
浜松市土木部 河川課(流域治水グループ)
〒430-8652　浜松市中央区元城町103-2
TEL053-457-2451　FAX053-457-2368

この取組は、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき実施します。実施状況や追加情報は、随時ホームページで公開します。


対象エリア
特定都市河川の対象
対象エリア
・降った雨が安間川に集まるエリア
・降った雨が馬込川に集まるエリア
対象河川
・一級河川　安間川
・二級河川　馬込川（支川）芳川
（支川）北裏川
（支川）御陣屋川
N
天竜区役所
浜名区
北地域
浜北地域
御陣屋川
中央区
浜名区役所
馬込川
東地域
東行政センター
安間川
西地域
中地域
北裏川
浜松市役所
西行政センター
芳川
南地域
南行政センター
凡例
区境
地域境

【令和8年7月7日開催】
中央区協議会（代表会）資料

第９号様式

報告－ア

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　　□協議事項　　■報告事項
件　　名	令和８年度パブリック・コメント(パブコメ)の取扱い結果について
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	・区協議会における、パブコメに関する運用は次のとおり。 （令和７年度から変更なし） **パブコメの運用区分** ①原則として、情報提供までとし、概要版の配付にとどめる。 ただし、以下②、③の場合は区協議会での説明を行う。 ②実施担当課の判断によって意見を聴取する必要がある場合 ③区協議会から求められた場合
対象の区協議会	中央区協議会（中央区代表会）
内　　容	令和８年度のパブコメの取扱い結果について、報告するもの。別紙１ **５月代表会**：パブコメ一覧表の確認。運用区分③について地域分科会で協議することを確認。 ▼ **５月地域分科会**：パブコメ一覧表の確認。運用区分③としたい案件を決定。 ▼ **７月代表会**:各地域分科会の意向に基づき案件ごとの取扱いを、別紙２「フローチャート」により報告。 ▼ **７月～**:各地域分科会においてパブコメ実施課による説明又は資料配付。（日程は事務局と調整）
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	―
担当課	中央区区振興課

中央区協議会　パブリック・コメント案件を取扱う会議一覧表

中央区・区振興課

別紙1

≪フローチャートによる取扱い区分≫

【取扱い項目が全会一致の場合】

指定の取扱い項目とする。

【取扱い項目が混在する場合】

①最も多い項目を、取扱い項目とする。

②同数の場合は、よりきめ細かな対応の取扱い項目とする。

・項目が「代表会」と「分科会」が混在した場合は、「分科会」とする。

・項目が「代表会」と「資料配付」が混在した場合は、「代表会」とする。

③項目が「分科会」と「資料配付」が混在した場合は、各地域分科会の意向を尊重する。

No.	件名	地域分科会の意向結果					フローチャートによる決定			
		中	東	西	南		中	東	西	南
1	（仮称）浜松市こどもの権利条例	分科会	分科会	分科会	分科会	→	分科会	分科会	分科会	分科会
2	市街化調整区域における開発許可制度の運用基準 市街化調整区域の許可基準	**資料配付**	分科会	分科会	分科会	→	**資料配付**	分科会	分科会	分科会
3	浜松市市街化調整区域における開発区域等を定める条例	**資料配付**	分科会	分科会	分科会	→	**資料配付**	分科会	分科会	分科会
4	第12次浜松市交通安全計画	分科会	分科会	分科会	分科会	→	分科会	分科会	分科会	分科会
5	はままつ友愛の高齢者プラン	分科会	分科会	分科会	分科会	→	分科会	分科会	分科会	分科会
6	第8期障がい福祉実施計画・第４期障がい児福祉実施計画	分科会	分科会	分科会	分科会		分科会	分科会	分科会	分科会

代表会　・・・代表会で審議

分科会　・・・分科会で審議

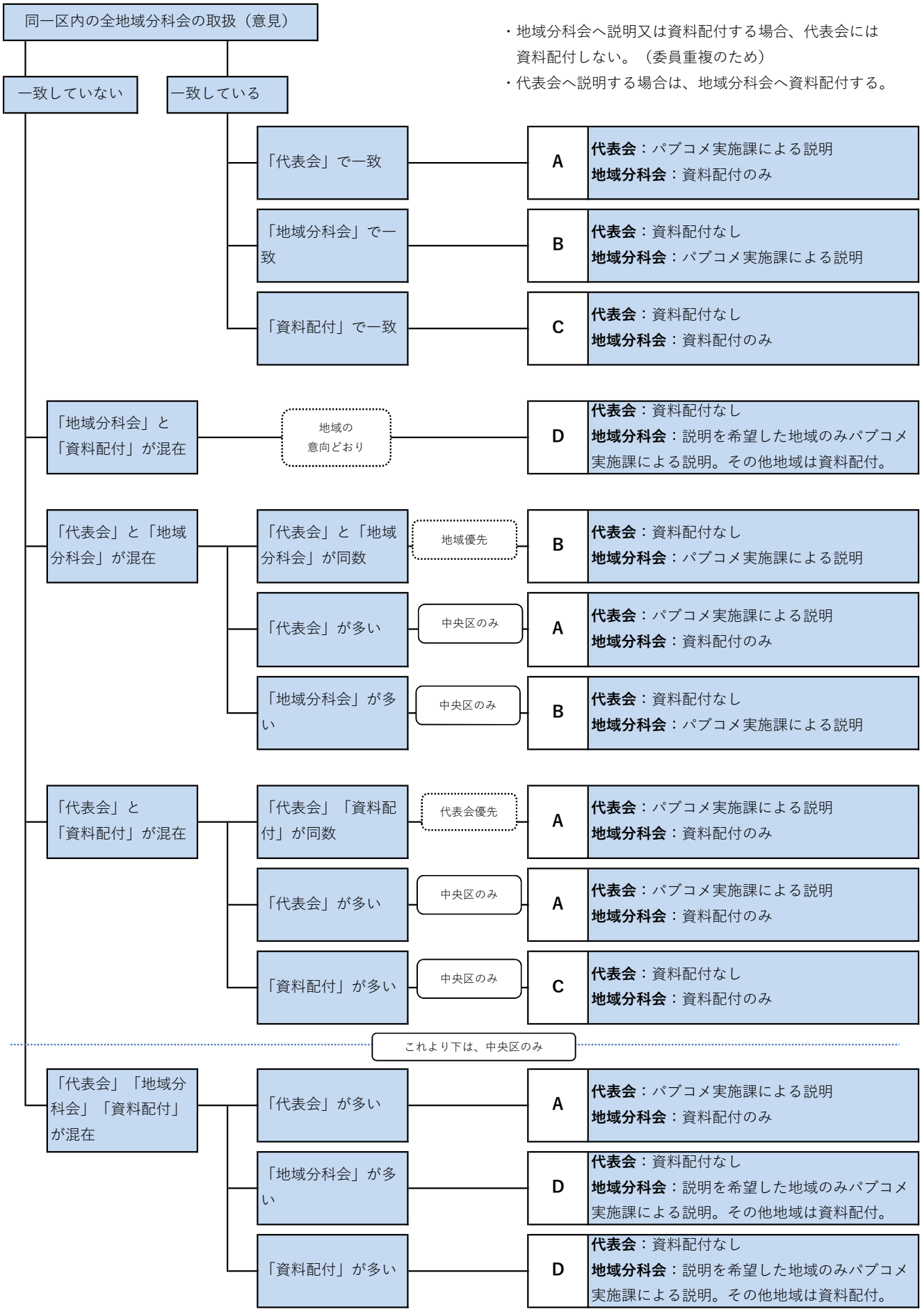
資料配付　・・・説明なし・概要版配付のみ

フローチャート

別紙2

※資料配付の考え方

・地域分科会へ説明又は資料配付する場合、代表会には資料配付しない。（委員重複のため）
・代表会へ説明する場合は、地域分科会へ資料配付する。



【令和8年7月7日開催】
中央区協議会（代表会）資料

地域課題－東

（東地域分科会）地域課題に係る報告（令和８年７月）

<table>
<tr><td>件名</td><td colspan="2">委員会年間活動報告について</td><td>開催月</td><td>令和８年３月</td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="4">〇背景又は取り上げた理由
　東地域分科会においては、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 28 条「地域分科会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。」の規定に基づき、平成 23 年度から交通安全、地域福祉、地域防災の３つの委員会を設置し、地域課題の解決に向けて活動している。

〇内容
　令和７年度の委員会活動について、各委員会から別紙のとおり年間活動報告が提出された。なお、５月 26 日に開催した令和８年度第２回東地域分科会において、委員改選後の委員会編成を協議し、新たな構成での委員会活動を予定している。</td></tr>
<tr><td>所管</td><td colspan="4">東行政センター</td></tr>
<tr><td rowspan="2">質問
・
意見
・
回答</td><td colspan="2">委員からの主な質問・意見等</td><td colspan="2">回答</td></tr>
<tr><td colspan="2">（各委員会における意見を含む活動報告は別紙のとおり）</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

別紙

令和７年度中央区協議会（東地域分科会） 交通安全委員会 年間活動報告

１ 開催日 第１回 令和７年 ５月１５日（木）
第２回 令和７年 ９月１９日（金）
第３回 令和７年１１月１１日（火）
第４回 令和８年 １月１５日（木）
第５回 令和８年 ３月１０日（火）

２ 交通安全委員 委員長：馬塚 繁光 職務代理：山田 俊明
委 員：川合 喜實子、原 利夫、松本 久和、
森田 良信、米山 英二 （５０音順・敬称略）

３ 協議テーマ

「停止線 しっかり停まって 事故防止」

「車間距離 つめるほどに 無くなる余裕」

４ 活動内容

（１）各期交通安全運動初日（事前）街頭広報に参加

■日時【 春 】令和７年 ４月 ４日（金）午前７時２０分～午前８時００分
【 夏 】令和７年 ７月１１日（金）午前７時２０分～午前８時００分
【 秋 】令和７年 ９月１９日（金）午前７時２０分～午前８時００分
【年末】令和７年１２月１５日（月）午前７時２０分～午前８時００分

（２）交通死亡事故現場確認

■日時：令和７年５月１５日（木）午前１０時００分～午前１０時５０分
■場所：浜松市中央区白鳥町１０１５番地の１地先
■内容：令和６年９月２４日発生した現場にて、浜松東署交通課鈴木署員から発生状況等の解説。





（３）交通安全講習会へ参加

■日時：令和７年１１月１１日（火）午前８時３０分から午前１１時５０分まで

■場所：交通教育センターレインボー浜名湖（浜名区細江町気賀５２００―５）

■内容：自動車の反応速度や停止距離の測定等体験型講習会に参加することにより、加齢による身体能力の変化等を再認識した。






令和７年度中央区協議会（東地域分科会）地域福祉委員会　年間活動報告

１　開催日

第１回　令和７年　５月１４日（水）
第２回　令和７年　８月　６日（水）
第３回　令和７年１０月　１日（水）
第４回　令和７年１２月　３日（水）
第５回　令和８年　１月２１日（水）

２　地域福祉委員

委 員 長：清水　猶
職務代理：栗田　孝代
委　　員：岩井 正次、小栗 恭子、高林 直子、田中 美代子、宮下 まゆみ
（50 音順・敬称略）

３　協議テーマ

こどもに視点をあてた福祉　※令和５・６・７年度共通

４　活動内容

協議テーマに基づき次の活動を行った。

(1)【講話】　「浜松市こども計画」について
こども若者政策課　課長　園田 俊士 様
主任　西　智子 様
(2)「浜松市こども計画」の振り返り
(3) わたしが考える家庭（家族）の日について
(4) わたしが考える家庭（家族）の日について（２回目）
(5) 地域福祉委員会（令和５年度～令和７年度）の活動まとめ

５　地域福祉委員会（令和５年度～令和７年度）の活動まとめ

・ わが国では、少子高齢化に伴う人口構造や雇用環境、家族や地域社会を取り巻く社会背景の変化により、家族機能の低下に加え、地域における人間関係の希薄化が進み、社会的孤立や経済的困難、虐待、ひきこもりなど、深刻な問題が増加している。
・ 地域福祉委員会では、令和５年度から３年間「こどもに視点をあてた福祉」を協議テーマとして活動してきたが、改めて「こどもの笑顔があふれる社会」を実現するため、「浜松市子ども育成条例（第 10 条）」に掲げられた「はままつ子どもふれあい週間（毎月第３日曜日から始まる１週間）」に着目した。
・ 過去には、毎月第３日曜日が家庭の日（平成２３年１０月に静岡県の要綱が改正され規定は廃止）として周知されていた時期があり、委員の多くも家庭の日の存在を覚えていた。

・ 本市では、家庭の日が廃止された後も、すでに地域に定着した事業として、現在も毎月第３日曜日の午前９時から午後５時を「協働センター附設体育館の一般（無料）開放」として実施している。

【令和６年度】協働センター附設体育館の一般（無料）開放利用状況
天竜　４４９人
笠井　１７６人
積志　３５５人
長上　　１５人　※大規模改修のため令和７年３月のみ実施
蒲　　１６２人

・ 令和７年１２月及び令和８年１月の協働センター附設体育館の一般（無料）開放利用状況においては、上記の５協働センターにおいては、こどもを含む家族と思われる利用者が一定数確認できたが、全体でみると大人のみのグループ利用が多い状況であった。
・ 委員の中にも、協働センター附設体育館の一般（無料）開放を知らない方もおり、「はままつ子どもふれあい週間」における過ごし方のひとつの選択肢として、周知したらどうか？
・ 年度当初の協働センターだよりで周知しているケースが多いようだが、実際に利用している写真を載せたら利用も広がるのではないか？
・ こども同士のつながりから、誘い合って親にも広がる、そうやって周知されていくこともあるかもしれない。ＰＴＡ活動が難しくなりつつある中で、こどもを通じて親同士がつながり、徐々に地域のつながりへと広がっていくと良いなと思う。
・ 今後、休日の部活動の地域展開が予定されているが、指導者任せではなく、保護者の協力も必要だと思う。その点でも、地域の人たちがつながるきっかけになるかもしれない。

６　次年度について

「はままつ子どもふれあい週間」を広く周知するため、過ごし方の具体例として協働センター附設体育館の一般（無料）開放の認知度を上げることで、家庭から地域へとつながりが広がるきっかけを提供していきたい。

７　参考

【浜松市子ども育成条例（第 10 条）】
市民一人一人が子どもや子育てについての関心と理解を深めるために、毎月第３日曜日から始まる１週間をはままつ子どもふれあい週間（以下「子どもふれあい週間」という。）とする。
子どもふれあい週間には、市、保護者、学校等、事業主、子ども育成団体及び市民は、それぞれの立場で、啓発その他の子どもとの触れ合いに関する活動を実施するよう努めるものとする。

令和７年度中央区協議会（東地域分科会）地域防災委員会　年間活動報告

１　開催日　第１回　令和７年６月 25 日　（水）
第２回　令和７年８月 28 日　（木）
第３回　令和７年 12 月 16 日（火）
第４回　令和８年２月 20 日　（金）

２　地域防災委員　委員長：小野敏彦　職務代理：磯部茂明
委員：齋藤孝明、齋藤誠、菅沼とも子、間瀬弘明
（敬称略・五十音順）

３　協議テーマ　「市民協働として考えられる水害対策」

４　活動内容

（１）天竜川避難判断について

令和５年６月２日の浜松市北部・南部で発表された大雨警報では、天竜川において高齢者等避難情報が発令された。現実味を帯びた天竜川の氾濫について、また近年頻発、激甚化する水害について市民協働で対応できることを検討した。

①　天竜川下流氾濫情報の活用及び防災士会との連携について
②　昨年度の振り返りと天竜川氾濫情報に対する現実的避難行動について

（２）災害時及び防災活動に関する協定の検討

防災力向上及び避難行動について、令和６年９月に発足した浜松防災士会と中ノ町地区自治会連合会との災害協定の締結に向けてひな形の作成をした。

①　浜松防災士会と浜松市災害ボランティア連絡会の違いについて
②　災害時及び防災活動に関する協定（案）について説明

（３）災害時防災協定の締結状況について

東地域内において災害時防災協定の好事例の横展開を図るための情報収集を各自治会へ依頼した。

（４）活動の振り返りについて

今年度の活動を振り返るとともに次年度へ引き継ぐ活動を確認した。

５　意見・感想

・中ノ町地区自治会連合会と浜松防災士会の防災協定については、締結に向けて話し合いが行われている。締結には至っていないが内容を話し合う中で浜松防災士会への協力が始まっている。
・災害時防災協定の締結状況について、積志地区自治会連合会で調査を始めたところである。取りまとめして提出する。
・浜松防災士会との災害協定が締結することができれば、東地域内で横展開をしていきたい。

・防災協定の締結状況は、引き続き情報の提供を呼び掛けていき防災力強化のため協定を結んでいない地域への横展開をしていきたい。次年度へ活動の引継ぎをお願いしたい。

６　次年度について

【令和８年度へ引継ぎをする活動】

・災害時防災協定の締結状況

【令和8年7月7日開催】
中央区協議会（代表会）資料

地域課題－西

（西地域分科会）地域課題に係る報告（令和８年７月）

件名	災害備蓄について	開催月	令和８年３月
内容	○背景又は取り上げた理由 市の防災倉庫の備蓄品は十分でなく自主防災隊でも備蓄を進めている。 舞阪地区などの津波浸水区域の方が、高台にある神久呂地区に避難されるケースもあるのではないかという意見もあり、どこまで自主防災隊で備蓄を進めるべきか苦慮している。 ○内容（他の委員に聞きたいこと） （１）各委員の地域や家庭の災害備蓄品の備蓄状況について （２）各委員の地域の自主防災隊や各委員個人の災害備蓄の基準や考え方について （３）津波の浸水想定区域などにお住まいの方や区域内の自主防災隊が、他地区に避難することを想定（計画）している場合があるか。		
所管	西行政センター		

質問・意見・回答	委員からの主な質問・意見等	回答
	（１）災害備蓄品の備蓄状況について 災害備蓄品がどれだけあるのか、防災倉庫にはどのような防災資機材が配備されているのか地域に十分に周知されている状況とは言えない。 地域で適切な備蓄を進めるためにも、住んでいる地域を超えた避難を円滑に進めるためにも、災害備蓄品や防災資機材の備蓄・配備についてどのように周知を図っていくのか教えてほしい。	【危機管理課】 防災倉庫の備蓄品や資機材の一覧については、避難所開設の迅速化のために設置する「ファーストミッションボックス」の中に収納することを予定している。 今後、自主防災隊や地区防災班員などが集まる地域防災連携連絡会を利用して、その一覧表を使い防災倉庫の備蓄品等を確認していただきたい。

	（１）各地域の災害備蓄品の備蓄状況について	【舞阪地区委員】 自主防災のマニュアルに従い世帯数に応じた用意すべき資機材の種類を自主防災隊資機材整備補助金を使って揃えている。 【入野地区委員】 自主防災隊資機材整備補助金を使ってアルファ化米、発電機、テント、トイレなどを計画的に購入している。 【村櫛地区委員】 ５年かけて毎年、アルファ化米を600食購入しました。その後も更新をしており、古いものは訓練で配布している。
	（２）災害備蓄の基準や考え方について 暑い日に災害が来て避難しなければならないときなど、熱中症対策はどのように考えているか。	【西行政センター】 来年度、津波避難タワー・マウンドに日よけの設置や熱中症対策用品の配置を予定している。
	（３）他地区への避難想定について 舞阪地区などで津波が来て避難所を開設できない場合は、その地区の方たちはどこへ避難したらよいか。	【舞阪地区委員】 当地域は津波浸水想定区域である。他地区へ避難する方がどの程度いるか把握していないが、把握する必要があると考えている。 【西行政センター】 津波の被害状況により、その時に利用できる施設で柔軟に対応していくことになる。

【令和8年7月7日開催】
中央区協議会（代表会）資料

地域課題－南

（南地域分科会）地域課題に係る報告（令和８年７月）

件名	馬込川水門の工事実施状況について	開催月	令和８年６月
内容	○背景又は取り上げた理由 浜松市沿岸域の津波対策の整備が一部残る馬込川河口部は、津波被害軽減のため令和３年から水門整備工事が実施されている。令和４年度には南区協議会委員の希望者による現場視察を実施した。 毎年度、県による工事の進捗状況について説明を実施している。 ○内容 令和９年度内での完成が近いため、工事の整備状況について、静岡県浜松土木事務所沿岸整備課から説明いただいた。		
所管	静岡県浜松土木事務所　沿岸整備課		

質問・意見・回答	委員からの主な質問・意見等	回答
	１　何度か見学に行ったことがある。企業の協力による防潮堤の整備を含め、ここまでの災害を防ぐ大工事を進めていただいたことに感謝申し上げたい。	１　＜意見＞
	２　昨年、見学会に参加した際、工事関係者より「自信をもって建設している」との話があった。実際に津波が発生した時に、正常に機能することを願っている。	２　＜意見＞
	３　来年度に水門が完成するが、地域の中には関心が低い人もいる。そのような方々に向けて、大きくＰＲする場を設けてほしい。	３　来年度、完成式典等を計画していく。また、完成後に地域の方々に見学いただく機会を検討していく。

馬込川水門整備



水門の位置

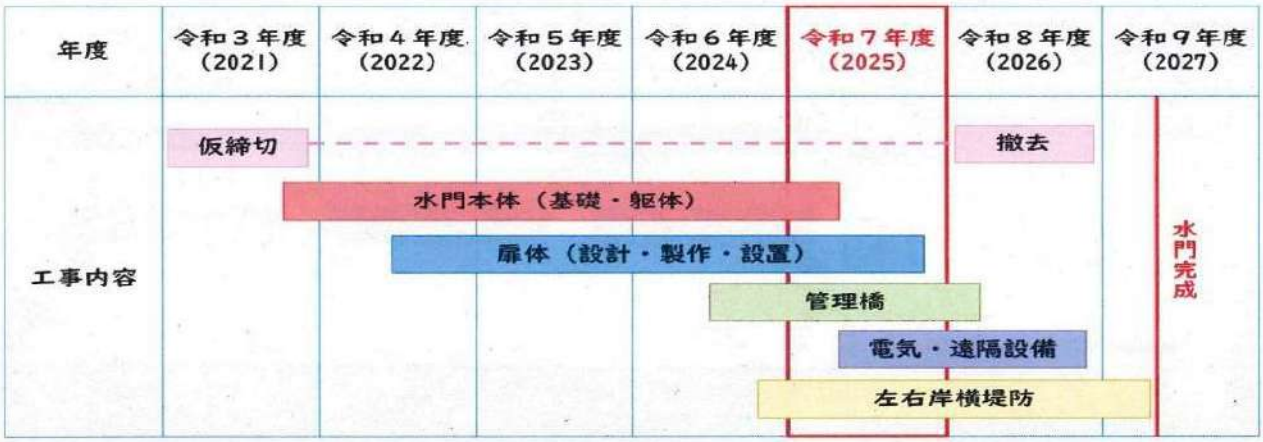


水門整備の概要

馬込川水門は、天竜川河口から浜名湖今切口までの浜松市沿岸域約17.5kmの内、馬込川河口部のため、防潮堤の整備による津波対策が残る場所に新たに建設する水門です。工事は、令和３年度からはじまり、総工費約97億円(令和８年１月現在)をかけて**令和９年度に完成する予定**です。

当水門は、浜松市沿岸域防潮堤と同レベルの防護水準を確保するため、レベル２津波に対しても大幅な減災効果が期待できる構造としています。

水門の操作は、地震計が最大加速度250ガル以上(震度５強程度)の地震を検知又はＪアラートで大津波警報等を受信した場合、水門ゲートを閉鎖する自動制御システムを採用しています。また、水門の操作は、操作室又は管理棟での機側操作に加え、浜松土木事務所からの遠隔操作も可能です。

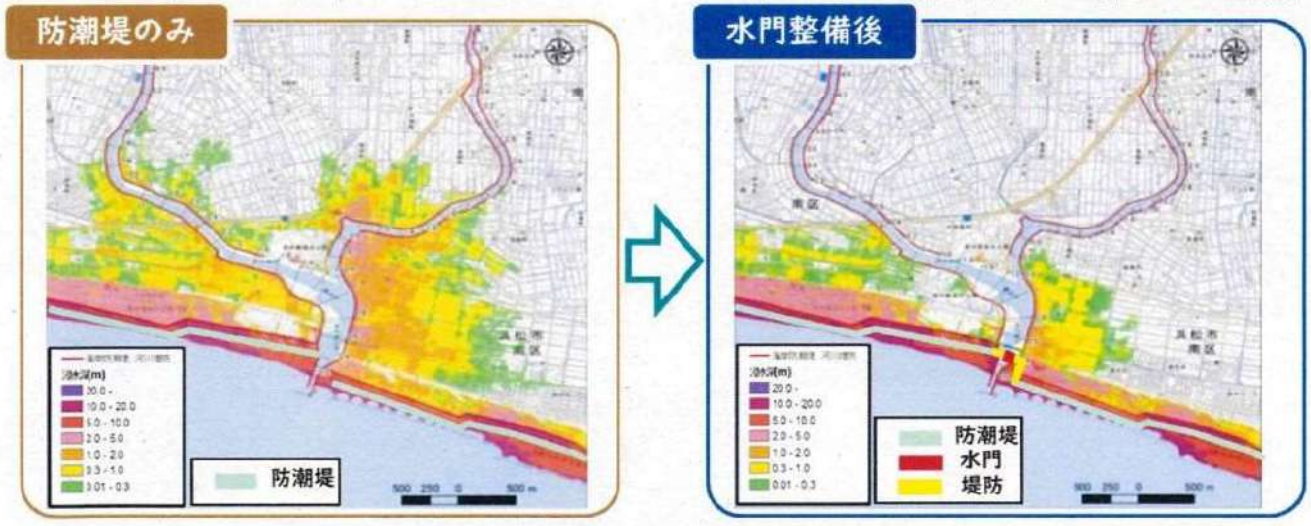


馬込川水門による減災効果

馬込川周辺における浸水範囲の変化

➢ レベル２※ 津波による宅地浸水面積を **89%低減**

※レベル２：想定される中で最大クラスの津波



区分	防潮堤のみ	水門整備後
宅地の浸水面積	64%低減	89%低減
うち浸水深２m以上	93%低減	98%低減

浸水深２m以上の宅地面積では**98%**の**低減効果**があります。

浸水深２mを超えると木造家屋の全壊割合が大幅に増加することが知られています。

工事の進捗状況（施工の流れ）

令和3年6月～令和8年4月現在


① R3.6 仮締切工着手


② R4.4 堰柱基礎杭施工中


③ R5.5 堰柱施工中


④ R6.7 堰柱完成


⑤ R7.6 本体工完成・扉体工施工中

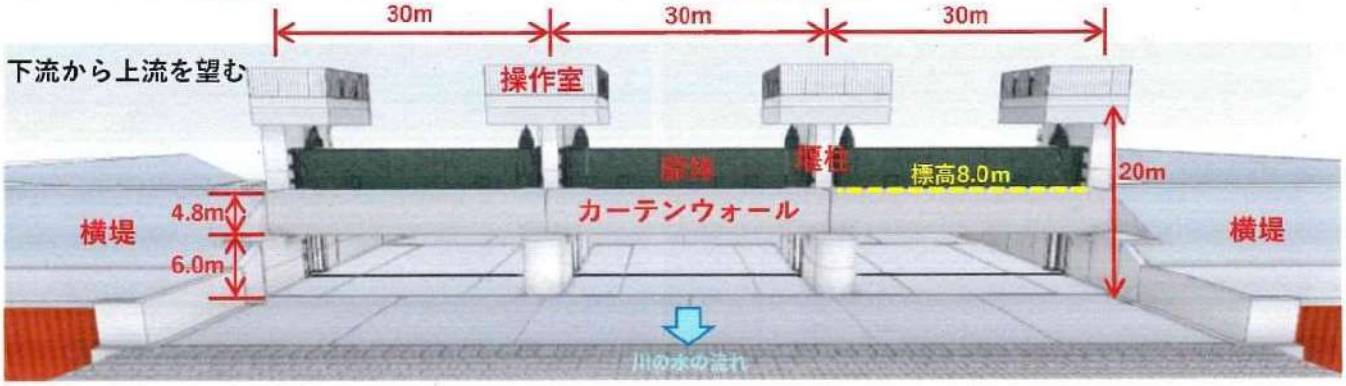

⑥ R7.10 管理橋・操作室施工中

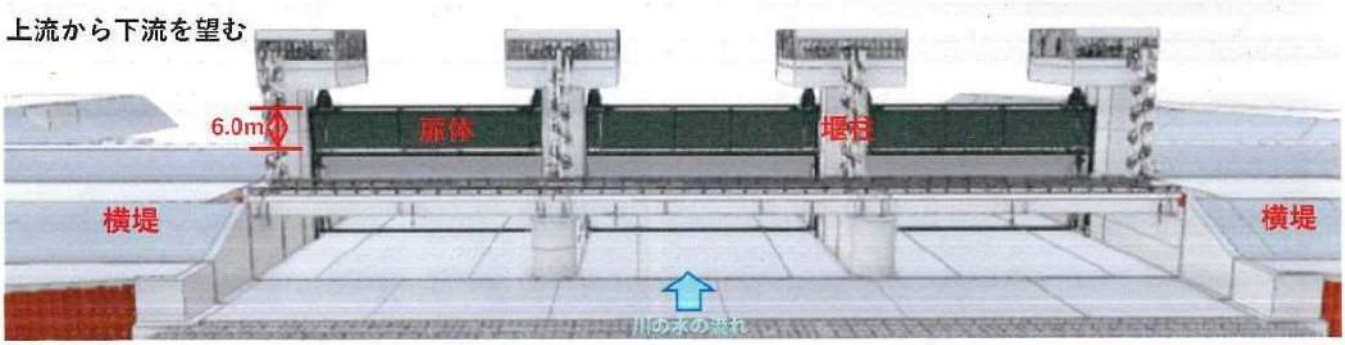

⑦ R8.3 扉体工・管理橋・操作室完成


⑧ R8.4 右岸横堤施工中

水門の構造（正面図・開門時）

➢ 水門幅 **90m**、津波を防ぐための高さは **標高8.0m**





水門形式	鋼製シェル構造サーニットゲート	
門数	3門	
水門幅	90m（30m×3門）	
敷高	T.P.-2.84m	
水門高さ(操作室屋上)	24.95m	
基礎工	鋼管杭φ1200×（28.5～31.5m）×190本 鋼管杭φ800×31.5m×45本	
カーテンウォール天端高	T.P.+8.00m	
扉体の構造	純径間27m×有効高6m	
水密方式	前面4方ゴム水密	
開閉方式	電動ワイヤロープウインチ式 （2モータ2ドラム急降下装置付き）	
開閉速度	常時（通常）	0.3m/min
	地震時（自重降下）	2.0m/min
操作方式	機側操作及び遠隔操作（自動操作）	



DOBO CLUB ▶ 土木 LOVE

どぼカードを**配布中**！



YouTube「馬込川水門Ch」で
工事の進捗状況などを**配信中**！



静岡県浜松土木事務所

〒430-0929
浜松市中央区中央1丁目12番1号
（総合庁舎8階）
沿岸整備課(TEL：053-458-7289)

Ver.1.3(2026.5)

浜松市沿岸津波対策

水門扉体工の工事が完了！



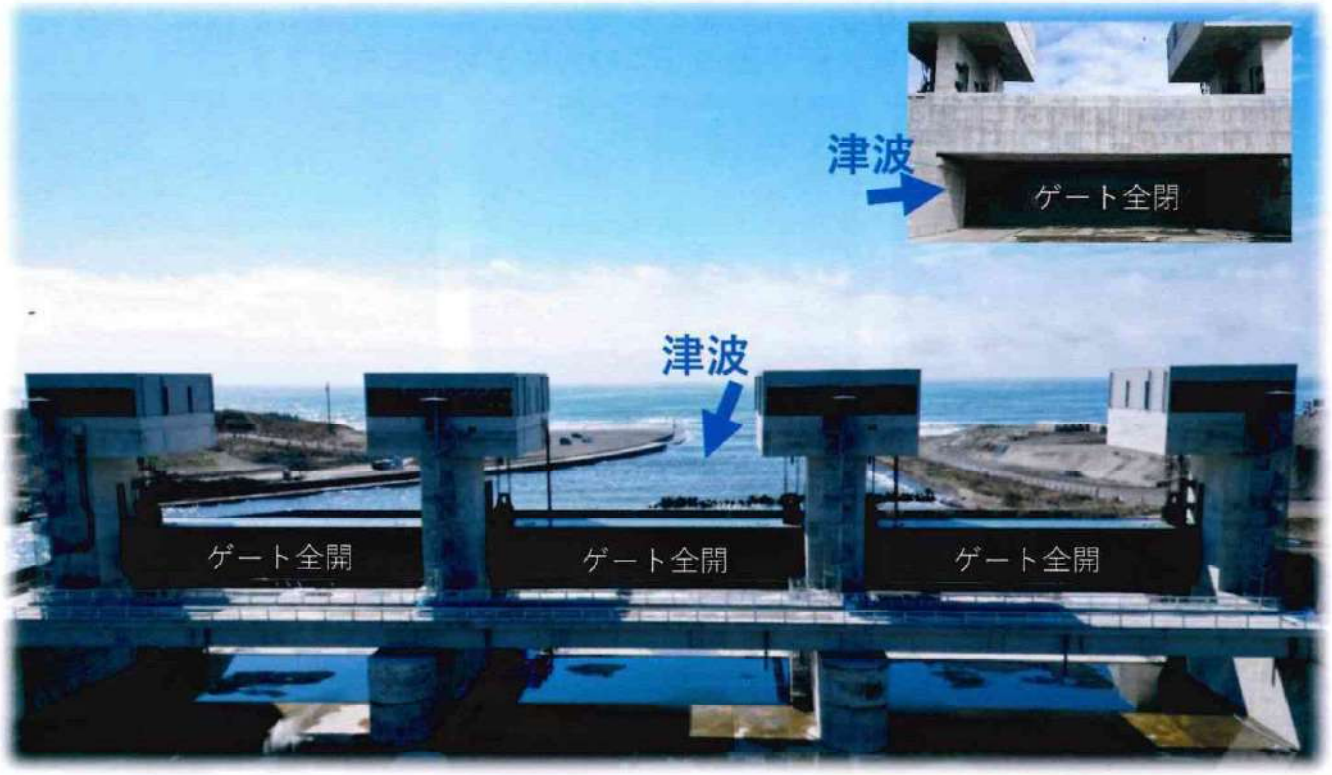
イメージキャラクター：馬込川すいもん君

浜松市沿岸部にお住いの皆さまの安全のため、全国に先駆け「レベル2（想定最大）津波に対する減災」を目標に整備された防潮堤。その中で唯一整備が残る馬込川河口部。河口部を襲う津波からの減災を目的に「馬込川水門」の整備を進めています。

「水門扉体（ゲート）」の工事完了！

約３年６ヶ月かけて進めてきた水門扉体（ゲート）工は、ゲートの正常な全閉・全開動作を確認した上で、令和８年３月に工事が完了しました。

引き続き、水門に接続する左右岸堤防工事等を進めていきます。



完成目標は令和９年度！

令和９年度完成を目標に工事を進めています。概ね順調に進んでいます。

年度	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）
工事内容（予定）	仮締切設置					撤去 河川切替	
		①水門本体（基礎・躯体）				現在	
			②水門扉体（設計・製作・設置）				
						③左右岸堤防	完成予定

Check! 進捗状況写真は、南行政センター１階と県浜松総合庁舎１階にも展示しています。
また、静岡県浜松土木事務所ホームページでもご覧いただけます。 ⟶

Check! 静岡県と浜松市では、**津波対策を進めるための寄附を募集**しています。詳しくはホームページをご覧ください。

静岡県　浜松市

「操作室」「管理橋」の工事も完了！

水門上部にある「操作室」は、扉体（ゲート）を開閉する機器類を潮風等から守っており、壁にアルミ材や屋根に木材を使用することで、軽量な構造としています。







水門上流側にある「管理橋」は、水門を維持管理していく上で必要不可欠であるとともに、馬込川の左右岸が繋がり、防潮堤とも繋がることで、天竜川から浜名湖今切口までの浜松市沿岸域において、遊歩道としての利用が可能になります。







「右岸横堤」「管理棟」の工事を施工中！

「右岸横堤」は、水門右岸側に接続し、水門同様に津波を減災させる堤防です。
「管理棟」は、水門右岸側の津波浸水しない場所で、水門を現地で開閉するための機能を有した建物です。令和８年度内の工事完了を予定しています。





工事の進捗などを YouTubeで配信中！　馬込川水門Ch

【お問い合わせ】静岡県 浜松土木事務所 沿岸整備課
TEL：053-458-7289　E-Mail：hamado-engan@pref.shizuoka.lg.jp

【令和8年7月7日開催】
中央区協議会（代表会）資料

地域課題－南

（南地域分科会）地域課題に係る報告（令和８年７月）

件名	南地域の賑わい創出（地域力向上）について	開催月	令和８年６月
内容	○背景又は取り上げた理由 南地域は地域力向上事業として、「南地域オータムフェスタ」や「ビーチコート利用促進事業」などを実施している。 南地域の人口減少が進んで行く中、本地域の更なる活性化を図る地域力向上事業について委員間で意見交換をしたいと考え、会長からの提案により議題とした。 ○内容 南地域内の自然や施設等の地域資源を活用した新規事業のきっかけになるアイデアについて、グループワークによる意見交換を行った。		
所管	南行政センター		

質問・意見・回答	委員からの主な質問・意見等	回答
	１　「南地域オータムフェスタ」の内容を変えても良いのではないか。 以前、町内で開催していた盆踊り大会を加えれば、これまでの来場者と異なる方々にも参加いただけるのではないか。	１　＜意見＞
	２　個々で開催しているイベントを点とし、それらを南地域全体に線のように繋げていきたい。 各地域で開催されているウォーキングやジョギングのイベントを広く周知し、展開していくのが良い。	２　＜意見＞
	３　幼稚園やお店がないなど人が集まる拠点がない地域でも、住民が連携してイベントなどを行っている。 南地域の中でも地域差はあるが、地域課題は当該地域住民がどのような知恵を出し合い、取り組んでいるかが重要だ。	３　＜意見＞

	4　馬込川水門の整備や豊臣秀吉ゆかりの頭陀寺の紹介など、地域資源をもっと周知、活用したらどうか。 　また、地域住民がイベントを知らないなどの課題があるため、地域分科会委員の所属団体へも周知することも一つの方法ではないか。	4　＜意見＞
	5　河輪地区には幼稚園がなくなったが、力を入れるべきは就学前のこどもたちではないか。 　地域のこどもたちは地域で育てることが大事であり、地域が主体となって、こどもたちとともに南地域を盛り上げていくのが良いのではないか。	5　＜意見＞

令和８年度協働センター等を核とした地域課題解決事業について

中央区区振興課（曳馬協働センター）

件　　名	小中学生の居場所を兼ねた学習支援事業in曳馬協働センター開催事業
事業の概要 （背景、経緯、現状、課題等）	**１背景** ・曳馬地区は２小学校（曳馬・上島）、１中学校（曳馬）という地域構成であり、異なる学校に通うこども同士の交流機会が少ない状況にある。 ・地域では「学習支援曳馬ボランティア委員会」による学習支援を月・土曜日を中心に通年で実施しているが、夏休みなど長期休暇中は活動を休止・縮小している。 ・このため、こどもたちの学習習慣が途切れやすく、また、地域での交流機会も失われている。 ・地域内の学校運営協議会から「こどもたちの多様な学びの場づくり」への期待の声や「地域での交流機会の充実」を望む声がある。 **２課題** ・異なる学校に通うこども同士が、地域で交流する機会が不足している。 ・学習支援ボランティア委員会の活動は通年実施であるが、長期休暇中は休止・縮小しており、こどもたちの学習・交流の場が途切れている。 ・曳馬協働センターは地域の拠点施設としての機能を果たしているが、利用者の多くは高齢者であり、小中学生や子育て世代といった若年層には「自分たちの活動場所」としての認識が十分共有されていないため、若年層への認知度向上と利用促進が課題となっている。 **３概要** ・曳馬協働センターが、夏休み期間に学習支援プログラムを企画・実施し、こどもたちの長期休暇中の学びや交流機会の提供、若年層へ協働センターを知る機会を提供する。また、参加したこどもたちを学習支援ボランティア委員会の通年活動へつなげる。
内　　容	**１内容** ・活動場所：曳馬協働センター ・参加予定人員：100 人（延べ人数） ・参加対象：曳馬地区内の小学４年生以上の児童と中学生 ・実施時期：令和８年８月 17 日～22 日（６日間） ・活動内容 【学習支援】 ・小学生：国語、算数、英語の学習支援、宿題サポート、水彩画・習字・図工等の体験学習 ・中学生：数学、英語、理科の学習支援、宿題サポート 【交流イベント】 ・ビンゴ大会等のイベントを実施し、異なる学校・学年を超えた交流と絆形成を図る 【通年活動への接続】 ・学習支援曳馬ボランティア委員会の通年活動（月・土曜日）についての説明会を実施し、継続参加を促す ・参加者に通年活動の案内チラシを配布する **２委託先**　学習支援曳馬ボランティア委員会 **３事業費**　195 千円

中地域分科会委員各位

中地域分科会
会長　鈴木　登志郎

所属団体等の紹介について（依頼）

皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

区協議会は、住民及び諸団体等の多様な意見の調整を行い、地域における市民協働活動の要となることが期待されています。中地域分科会での更なる委員同士の相互理解を深めることにより、協議の活性化を図るため、８月の中地域分科会では、各委員から所属団体等の紹介をお願いしたいと思います。

つきましては、ご多忙とは存じますが、別紙「所属団体等紹介書」をご記入いただき、事務局にご提出ください。

記

１　提出期限　令和８年８月１２日（水）

２　提出方法　Ｅメール、FAX、区振興課又は最寄りの協働センターへ持参
※メールの場合、内容をメール本文に記載してください。

３　そ の 他　所属団体等紹介書は取りまとめ後、８月の中地域分科会にて配付するため、公表できる内容のみご記入ください。
詳細は、７月の中地域分科会にて説明します。

中央区協議会（中地域分科会）事務局
中央区役所　区振興課　自治グループ　担当:名倉、市川
電話:053-457-2210　FAX:053-457-2776
E-mail:c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

団体推薦者

所属団体等紹介書

委員名	
団体名	
団体の目的	
主な活動内容	
協議会で議論したいことや興味関心のある分野・テーマ	

※公表できる内容のみご記入ください。

直接指名・公募委員

所属団体等紹介書

委員名	
これまでの 活動内容 (社会活動など)	
協議会で議論 したいことや 興味関心のある 分野・テーマ	

※公表できる内容のみご記入ください。

記載例①

団体推薦者

所属団体等紹介書

委員名	鈴木　登志郎
団体名	三方原地区コミュニティ協議会
団体の目的	三方原地区の地域振興及び地域課題の解決に向け、本地区の住民及び各種団体が、互いに情報を提供し共有することによって、理解と連携を深め、住み良いまちづくりの推進を図る。
主な活動内容	・地域課題に関する協議 ラウンドアバウト導入推進、 三方原防風林跡地活用など ・中央区協議会（中地域分科会）への要望書提出 ・市出前講座を活用した勉強会の実施（年２回程度） ・「三方原コミ協通信」の発行
協議会で議論したいことや興味関心のある分野・テーマ	・（防災）○○○○○○○○○○○○について ・（環境）○○○○○○○○○○○○について

※公表できる内容のみご記入ください。

記載例②

団体推薦者

所属団体等紹介書

委員名	○○　○○
団体名	○○町自治会 （○○地区自治会連合会）
団体の目的	地域住民の交流促進と安全・安心で住みよいまちづくり
主な活動内容	・防災活動（防災訓練） ・防犯活動（防犯灯の維持管理） ・地域イベントの開催 （夏まつり、レクリエーションなど） ・環境美化活動 （ごみ集積所の維持管理、清掃活動、草刈りなど） ・各種団体との連携、支援 （消防団、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、子ども会、老人クラブなど）
協議会で議論したいことや興味関心のある分野・テーマ	・（子育て）○○○○○○○○○○○○について ・（交通安全）○○○○○○○○○○○○について

※公表できる内容のみご記入ください。